

県立学校の再開について

5/29（金）まで休校を延長し、6月1日（月）から再開

1 臨時休校期間中の家庭学習の支援

○教科書、問題集、学校作成プリントを生徒に渡し、電子メールや電話等により、学習状況を確認

○インターネットによる学習支援ツール（Google for Education）やWeb会議システム（zoom）の活用

<Google for Education>

インターネット上に仮想クラスを構築し、教員から動画教材や課題の提供を行うとともに、生徒は動画の視聴や課題への解答を行う学習支援ツール

2 臨時休校期間中の分散登校日の設定

○6/1（月）の学校再開に向け、5/20（水）から5月末までの間、分散登校日を各学年2～3回設定

○分散登校の実施方法

- ・例えば、学年ごとに日を変え、1教室あたり20人程度になるよう、クラスを2分割し、2教室で実施
- ・在校時間は、半日3時間とし、家庭学習の状況や健康状態の確認、再開後の授業ガイダンス等を実施
- ・公共交通機関を利用する生徒の通学時間帯が、通勤時間帯と重なる場合は、各学校において始業時間を変更
- ・部活動は、実施しない。
- ・特別支援学校は、分散登校日を設けない。

3 再開後の対応

○休校による学習の遅れについては、夏休みや土曜日の授業、時間割の工夫、学校行事の中止または延期など、各学校において具体の対応を検討

4～5月の休校による学校再開後の対応の基本方針

○4～5月で失われた授業日数は約27日



対応

1 夏休みの授業

- ① すべての県立学校において7/21(木)～31(金)の平日7日間を授業日とする。

+

- ② 各学校の判断で、8/3(月)～31(月)の平日16日(8/11～14のリフレッシュウィークは除く)のうち最大10日を授業日とすることを可とする。

2 時間割の工夫(6/1～8/31の間)

- 例) 各学校の判断で 6限(50分)→7限(50分又は45分)
7限(50分)→8限(40分)

3 土曜日の授業(6～12月(夏休み除く))

各学校の判断で、月1,2回の実施可

4 学校行事の延期又は中止

上記の基本方針に基づき、現在、各学校において具体的な授業日の設定を検討